

八洲学園大学 学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下「本学」という。）の正科生と科目等履修生及び特修生（以下「在學生」という。）の身分等の取り扱い及び在學生が学内において設立して認定された団体（以下「学生団体」という。）を定めるものとする。

(学生証の交付)

第2条 学生証は、正科生として入学した場合にのみ交付される。

2 学生証は、他人に貸与、又は譲渡してはならない。

3 本学教職員から請求があったときは、学生証を提示しなければならない。

4 学生証の有効期限は、最長4年とする。有効期限を経過したものは、更新手続きを取らなければならない。

(学生証の再交付)

第3条 紛失や破損、氏名変更が発生した等、学生証の使用が困難となった場合は、すみやかに学生証の再発行申請を教務課に行うこと。なお古い学生証が手元にある場合、再交付の際に返還しなければならない。

(学生証の返還)

第4条 卒業、修了、退学等により正科生の身分を失ったときは、直ちに学生証を教務課に返還しなければならない。

(登録情報の変更)

第5条 在學生の氏名に変更があったときは、すみやかに登録情報変更申請を行い、かつ変更前後の氏名が確認できる（旧姓表記のある）発行から6ヶ月以内の公的証明書等の写しを教務課に提出しなければならない。

2 住所、電話番号、郵送物住所、勤務先、その他の連絡先等に変更があったときは、すみやかに登録情報変更申請を行わなければならない。

(休学手続き・復学手続き)

第6条 在學生が休学を希望するときは事前に休学申請と復学申請を同時に行い、教授会での議を経て、学長から承認を得なければならない。

2 休学期間の短縮を希望するときは改めて事前に復学申請を行い、教授会での議を経て、学長から承認を得なければならない。

(留学手続き)

第7条 正科生が留学を希望するときは事前に留学願（別紙様式1）を教務課に提出し、教授会での議を経て、学長の許可を得なければならない。

（退学・終了・リカレント修了手続き）

第8条 在学生在学が退学、終了あるいはリカレント修了を希望するときは事前に退学（終了）申請または退学（リカレント修了）申請を行い、教授会での議を経て、学長から承認を得なければならない。

（修業期間の延長手続き）

第9条 科目等履修生が修業期間満了後も引き続き在学を希望する場合は、事前に修業期間延長申請を行い、教授会での議を経て、学長から承認を得なければならない。

（学生団体の設立と認定）

第10条 学生団体として認定を受けるには、次の各号を満たさなければならない。

- （1）本学の教育目的に沿うものであること
- （2）本学の在学生在学を組織の対象とすること
- （3）課外活動を目的として組織すること
- （4）計画的に運営すること
- （5）専任教職員が顧問となり活動についてその指導助言を行うこと
- （6）当該団体責任者は、正科生とすること
- （7）学生団体設立願（別紙様式2）を教務課に提出し教授会での議を経て、学長から承認を得ること
- （8）前項により設立された学生団体の団体名、団体の目的、事業の概要及び役員名等を変更しようとするときは、学生団体変更願（別紙様式3）を教務課に提出すること

（学生団体の解散）

第11条 学生団体を解散しようとするときは、学生団体解散願（別紙様式4）を教務課に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 15 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

留 学 願

20 年 月 日

八洲学園大学 学長殿

学 籍 番 号 _____

所 属 _____ 生涯学習学部

学 生 の 種 類 _____ 正科生

氏 名 _____ ㊞

下記の通り、留学を願い出ます。

記

留学目的	
期間	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日
受入大学名 及び所在地	
留学期間中の 連絡先	

※受入れ大学の承諾書及び留学の募集要項（翻訳文付）を添付すること。

--	--	--	--

学 生 団 体 設 立 願

20 年 月 日

八洲学園大学 学長殿

責任学生 学籍番号 _____

所 属 _____ 生涯学習学部

学 生 の 種 類 _____ 正科生

氏 名 _____ ㊞

下記の通り、学生団体の設立を願い出ます。

記

団 体 名	
団 体 の 目 的	
事 業 の 概 要	
設 立 (予 定) 年 月 日	20 年 月 日
役 員 名	
構 成 人 数	人

※団体の規約、構成員名簿を添付すること。

--	--	--	--

学 生 団 体 変 更 願

20 年 月 日

八洲学園大学 学長殿

責任学生 学籍番号 _____

所 属 _____ 生涯学習学部

学 生 の 種 類 _____ 正科生

氏 名 _____ ㊞

下記の通り、学生団体の変更を願い出ます。

記

団 体 名	変 更 前	
	変 更 後	
学生団体設立年月日 もしくは「学生団体設立願」提出日		20 年 月 日 設 立 ・ 提 出
団体の目的		
事 業 の 概 要		
役 員 名		
変 更 年 月 日		20 年 月 日

※団体の規約、構成員名簿の変更を伴う場合は、変更後の規約、名簿を添付すること。

--	--	--	--

学 生 団 体 解 散 願

20 年 月 日

八洲学園大学 学長殿

責任学生 学籍番号 _____

所 属 _____ 生涯学習学部

学 生 の 種 類 _____ 正科生

氏 名 _____ ㊞

下記の通り、学生団体の解散を願い出ます。

記

団 体 名	
学生団体設立年月日 もしくは「学生団体設立願」提出日	20 年 月 日 設 立 ・ 提 出
解 散 年 月 日	20 年 月 日
解 散 の 理 由	

--	--	--	--